2020年11月10日 教育事業企画検討委員会

2020年11月13日 単位互換・京カレッジに関する事務担当者会議(報告)

「プラザ科目」における授業・試験休止の取扱基準の改定について

大学コンソーシアム京都

教育事業部

　「プラザ科目」における授業・試験休止の取扱基準について、下記のとおり改定する(下線が改定箇所))

※　なお、キャンパスプラザ京都で実施する大学コンソーシアム京都主催 京カレッジ「京都学講座」および「大学リレー講座」における講座休止の取扱基準については別途定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 「プラザ科目」における授業・試験休止の取扱基準について　キャンパスプラザ京都で開講される「プラザ科目」では、暴風警報や特別警報、特別警報に位置づける警報の発令時や、災害またはストライキ等で交通機関の運行休止等が発生した場合、および、上記に関わらず、授業・試験の実施が困難であると大学コンソーシアム京都・教育事業部長が判断した場合、授業・試験を休止する基準を以下のとおり定めています。　なお、大学・短期大学のキャンパスで開講される「オンキャンパス科目」については、各大学・短期大学の指示に従ってください。１．授業・試験の休止基準　１）授業・試験当日において次の⑴、⑵、⑶いずれかに該当する場合、下記【判断基準および対応】で示した基準に沿って、授業や試験を休止・延期します。警報の発令・解除及び交通機関の運行状況は、テレビ・ラジオ等の報道機関あるいは気象庁のホームページ等で確認してください。　⑴　警報の発令　京都府南部または京都・亀岡区域（二次細分区域）に特別警報、特別警報に位置づける警報あるいは暴風警報が発令された場合　⑵　交通機関の運行休止　　　下記の①～⑤うち２つ以上該当するそれらの交通機関が同時に全面的・部分的に運行休止または運転見合わせの場合①京都市バス・京都市営地下鉄（全路線） ②ＪＲ（京都駅発着の在来線）③京阪電車（出町柳～淀屋橋または中之島間） ④阪急電車（河原町～梅田間）⑤近鉄電車（京都～大和西大寺間）　⑶　その他　上記の基準に関わらず授業・試験の実施について大学コンソーシアム京都・教育事業部長が困難であると判断した場合(削除)【判断基準および対応】○７：00以降、10：30までに警報発令または運行休止等が発生している場合：1、2講時の授業・試験を休止○10：30以降、14：00までに警報発令または運行休止等が発生している場合：2・3・4講時の授業・試験を休止○14：00以降、警報発令または運行休止等が発生している場合：5講時以降の授業・試験を休止＊なお、授業または試験実施中に警報発令または運行休止等が発生した場合は、原則として実施中の授業・試験については休止しないものとします。２）授業の前日、または前々日において、授業・試験の実施が困難であると大学コンソーシアム京都・教育事業部長が判断した場合は、授業・試験をあらかじめ休止します。２．授業休止または試験延期後の措置　授業休止による補講、試験休止による試験日の設定は、教員や科目提供大学との調整の上、ｅ京都ラーニングや大学コンソーシアム京都ウェブサイト(http://www.consortium.or.jp/)内「重要なお知らせ」にてお知らせします。〈参考〉 特別警報に位置づける警報 ・津　波：大津波警報 ・火山噴火：噴火警報（噴火警戒レベル４以上）及び噴火警報（居住地域） ・地　震：緊急地震速報（震度６弱以上） | 「プラザ科目」における授業・試験休止の取扱基準について　キャンパスプラザ京都で開講される「プラザ科目」では、暴風警報や特別警報、特別警報に位置づける警報の発令時や、災害またはストライキ等で交通機関の運行休止等が発生した場合、授業・試験を休止する基準を以下のとおり定めていますので、基準に従い各自で判断してください。また⑶について、大学コンソーシアム京都の判断により授業・試験を休止する場合がありますが、その際は別途お知らせします。　なお、大学・短期大学のキャンパスで開講される「オンキャンパス科目」については、各大学・短期大学の指示に従ってください。１．授業・試験の休止基準　１）次の⑴、⑵、⑶いずれかに該当する場合、授業や試験を休止・延期します。警報の発令・解除及び交通機関の運行状況は、テレビ・ラジオ等の報道機関あるいは気象庁のホームページ等で確認してください。　　⑴　警報の発令　京都府南部または京都・亀岡区域（二次細分区域）に特別警報、特別警報に位置づける警報あるいは暴風警報が発令された場合　⑵　交通機関の運行休止　　　下記の①～⑤うち２つ以上該当するそれらの交通機関が同時に全面的・部分的に運行休止または運転見合わせの場合①京都市バス・京都市営地下鉄（全路線） ②ＪＲ（京都駅発着の在来線）③京阪電車（出町柳～淀屋橋または中之島間） ④阪急電車（河原町～梅田間）⑤近鉄電車（京都～大和西大寺間）　⑶　その他　上記の基準に関わらず授業・試験の実施について大学コンソーシアム京都が困難であると判断した場合２．授業・試験の実施基準　特別警報、特別警報に位置づける警報あるいは暴風警報が解除された場合、または交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施します。　なお、授業中または試験中に警報が発令された場合は、原則として実施中の授業・試験については休止または延期せず、その次の時限から休止または延期の措置を取ります。【判断基準および対応】○７：00までに解除または運行再開の場合：１講時（９：00）から実施○10：30までに解除または運行再開の場合：３講時（12：40）から実施○14：00までに解除または運行再開の場合：５講時（16：20）から実施○14：00を過ぎても解除または運行再開されない場合：終日授業・試験を休止(新設)３．授業休止または試験延期後の措置　授業休止による補講、試験休止による試験日の設定は、教員や科目提供大学との調整の上、ｅ京都ラーニングやキャンパスプラザ京都1階掲示板等でお知らせします。〈参考〉 特別警報に位置づける警報 ・津　波：大津波警報 ・火山噴火：噴火警報（噴火警戒レベル４以上）及び噴火警報（居住地域） ・地　震：緊急地震速報（震度６弱以上） |

＜参考＞プラザ科目時間割

・1講時9：00-10：30

・2講時：10：50-12：20

・3講時：12：40-14：10

・4講時：14：30-16：00

・5講時：16：20-17：50

・6講時：18：10-19：40

以上